

第1号様式（第3関係）

豊山町特別職報酬等審議会 議事録

1 開催日時

令和4年2月7日（月）

午後2時から午後2時40分まで

2 開催場所

豊山町役場 4階 委員会室

3 出席者

委員：秋田 千晴（株式会社秋田製麺所 役員（豊山町商工会 理事））

秋田 延重（名古屋空港ビルディング株式会社 総務部長）

安藤 茂市（前尾張中央農業協同組合 代表理事組合長）

岡島 敬司（元区長）

小形 浩（三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所
名古屋総務グループ小牧南総務チーム 総務担当課長）

小坂 芳則（セントライ青果株式会社 代表取締役社長）

小塚美知子（一般社団法人名古屋西法人会 北名古屋・豊山支部
豊山グループ長）

櫻川 龍士（中日信用金庫 名古屋空港前支店 支店長）

山田 敏文（豊山町商工会 会長）

渡邊 直之（東濃信用金庫 豊山支店 支店長）

事務局：鈴木 邦尚（町長）

小川 徹也（総務部長）

井上 武（総務課長）

荒尾 竜也（人事秘書係主査）

横山 美佳（人事秘書係主任）

4 議題

(1) 会長の選任について

(2) 特別職の報酬等について

5 会議資料

- (1) 豊山町特別職報酬等審議会次第
- (2) 令和3年度 豊山町特別職報酬等審議会委員名簿
- (3) 豊山町特別職報酬等審議会条例
- (4) 資料1 一般職給料改定率
- (5) 資料2 豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表
- (6) 資料3 近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表
(令和3年4月1日現在)
- (7) 資料4 豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等（令和3年度見込み）

6 議事内容

総務課長	<p>みなさんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、豊山町特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、総務課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>まず始めに、委員の皆様へ委嘱状の伝達を行います。</p> <p>委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますので、各自ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。</p>
	(辞令伝達)
総務課長	<p>それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>委員名簿の順に、ご紹介させていただきます。</p> <p>秋田千晴委員でございます。(以下、名簿順に紹介)</p> <p>次に、町側の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>鈴木町長でございます。(以下、順に自己紹介)</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>ここで、町長からご挨拶を申し上げます。</p>
町長	<p>皆様、改めましてこんにちは。本日は大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。委員の就任にあたりましては快く引き受けていただいたと伺っております。厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日は特別職の報酬のあり方ということでご審議をおねがいするわけですが、経過を申し上げますと平成24年に改正してから現在ま</p>

	<p>で基本的には同じ額で来ています。その間、職員の人事院勧告につきましてもほぼ大きな変動はないということで今日に至っています。ただ、一旦平成27年に常任委員会の委員長の処遇だけ少し改善させていただいたという途中経過がございます。こういったご時世を踏まえ、特別職の報酬等のあり方について忌憚のないご意見を頂戴して、ご審議いただければと思っております。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>総務課長</p>	<p>それでは、審議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の配付物として、次第1枚、委員名簿が1枚ございます。事前にお渡ししました審議会条例が1枚、また、資料1として一般職給料改定率、資料2として豊山町特別職・議会議員報酬額等改定状況表、資料3として近隣自治体（町）における特別職・議会議員報酬等一覧表、資料4として豊山町における特別職・議会議員の報酬年額等がございます。</p> <p>落丁・不足等がございましたら、その場で申し出いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日の審議会の会議録につきましては、発言者の氏名を除いて公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで、担当から審議会条例の概要を、ご説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、豊山町特別職報酬等審議会条例について、説明をさせていただきます。</p> <p>第1条は、議員報酬をはじめ、町長、副町長及び教育長の給料を審議するため、本審議会を置くことを定めたものでございます。</p> <p>第2条は、本審議会の所掌事務を規定したもので、その内容として、議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料月額に改定に係る条例案を議会に提出するときは、審議会の意見を聞くものとしております。</p> <p>第3条は、委員について規定したもので、委員の構成は10名以内とし、町内の公共的団体等の代表者及びその他住民の方から必要のつど任命し、この審議が終了しましたら、解任ということになります。</p> <p>第4条以降につきましては、会長の選出方法及び会議の招集等について規定したものでございます。</p> <p>以上で、条例の説明を終わります。</p>

総務課長	<p>ここでご報告申し上げます。豊山町特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づきまして、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となっております。ただ今の出席委員は、10名全員でございますので、会議は成立しております。</p> <p>次に、条例第4条の規定に基づきまして、会長の選任をお願いしたいと存じます。会長の選任につきましては、委員の互選となっておりますので、委員よりご推薦をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦はございますでしょうか。</p>												
A 委員	B 委員を会長をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。												
総務課長	ただいま、B 委員のご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。												
委員	(異議なしの声)												
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、B 委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>誠に恐縮でございますが、会長からごあいさつをお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。</p>												
会長	ただいま会長に互選をいただきました、B と申します。どうぞよろしく願いいたします。												
総務課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここで、町長から会長に特別職報酬等の額の改正について、諮問書をお渡しします。</p>												
町長	<p>(町長が諮問書を朗読し、会長に手渡すと同時に、事務局から各委員に諮問書の写しを配付)</p> <p>< 諮問内容 ></p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (諮問)</p> <p>豊山町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次の事項について審議会の意見を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について 現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>町長</td> <td>給料月額</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>報酬月額</td> <td>377,000円</td> </tr> </table>	町長	給料月額	829,000円	副町長	給料月額	685,000円	教育長	給料月額	645,000円	議長	報酬月額	377,000円
町長	給料月額	829,000円											
副町長	給料月額	685,000円											
教育長	給料月額	645,000円											
議長	報酬月額	377,000円											

	<p>副議長 報酬月額 302,000円</p> <p>常任委員会委員長 報酬月額 292,000円</p> <p>議員 報酬月額 282,000円</p>
総務課長	<p>ただいま、町長から会長にお渡しさせていただきました諮問案につきまして、担当からご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>諮問案につきましては、現行と同額とさせていただきます。理由につきましては、次の4点になります。</p> <p>1点目は、人事院勧告における月例給の据置です。</p> <p>令和3年の人事院勧告は、民間企業の水準との差がなかったため、据置をするという内容になっております。</p> <p>詳しくは、後ほどご説明いたします。</p> <p>2点目は、近隣自治体における改定状況です。</p> <p>諮問案を作成するにあたり、北名古屋市をはじめ9市町に対し、報酬等の改定状況を確認しました。その結果、9団体全てで「据置」、または「据置見込み」という回答をいただいております。</p> <p>3点目は、本町における過去の改定状況です。</p> <p>昨年度の審議会では、諮問どおり、据置という内容の答申をいただいております。理由としましては、改定なしであった、令和2年人事院勧告の給与改定率の反映につきまして、近隣市町の全てが改定を見送っていたことであります。</p> <p>4点目は、特別職の給料月額及び議会議員の報酬月額の減額です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、給料月額及び報酬月額の10%減を実施しております。また、町長はこれに加え任期中の令和6年11月19日までは引き続き給料月額を10%減額としております。</p> <p>以上4点を踏まえ、本諮問案は、現行と同額としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
総務課長	<p>ここで、町長につきましては一時退席いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
	<p>(町長退席)</p>
総務課長	<p>それでは、特別職の報酬等についてのご審議をお願いしたいと存じます。議事の取り回しにつきましては、会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

	<p>まず、資料につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>														
<p>事務局</p>	<p>まず始めに、公務員の給与の決定の流れをご説明させていただきます。</p> <p>民間企業では、春闘と呼ばれる賃上げ等の団体交渉により、労働者の給与額が改定されます。一方、住民の方の税金で賄われている公務員の給与については、民間の給与水準を考慮して定めなければならないと法律（地公法第24条第2項）で規定されております。</p> <p>このため、国家公務員の人事管理を担う機関である人事院が、民間の給与水準を調査し、民間との給与格差を解消するよう国会や内閣に対して勧告します。その後、法律改正により国家公務員一般職の給与額が、条例改正により地方公務員一般職の給与額が改定されます。</p> <p>これに対し、町長、副町長、教育長、議員等特別職の報酬等の額の改定につきましては、この審議会で委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。人事院が勧告した一般職給料改定率に関する資料でございます。</p> <p>上の表をご覧ください。令和3年の一般職給料の民間較差はありませんでしたので、改定は行われませんでした。</p> <p>続きまして、下の表をご覧ください。現在の金額につきましては、</p> <table border="0" data-bbox="422 1093 1005 1451"> <tr> <td>町長</td> <td>829,000円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>685,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>645,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>377,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>302,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>292,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td>282,000円</td> </tr> </table> <p>でございます。</p> <p>現行月額に、過去の報酬審議会において反映を見送られました、平成26年からの給料改定率をすべて反映させますと、表の真ん中にございます、参考月額のとおりとなります。現行月額との差額を、一番右の列に記載しております。</p> <p>次に資料2をご覧ください。</p> <p>資料2は、平成3年10月1日適用から現在までの特別職、議員の改定額の一覧表でございます。最新の改定実績は、平成24年4月1日となっております。</p> <p>次に資料3をご覧ください。</p>	町長	829,000円	副町長	685,000円	教育長	645,000円	議長	377,000円	副議長	302,000円	常任委員会委員長	292,000円	議員	282,000円
町長	829,000円														
副町長	685,000円														
教育長	645,000円														
議長	377,000円														
副議長	302,000円														
常任委員会委員長	292,000円														
議員	282,000円														

	<p>尾張管内には、豊山町のほかに、東郷町、大口町、扶桑町の3町がございます。資料3は、豊山町を含めた尾張管内4町の、令和3年4月1日現在における特別職、議員の報酬等月額について一覧にした表でございます。行政規模を比較するため、参考として、議員定数、人口、行政面積についても記載しております。</p> <p>町長の給料月額は、最大であります大口町の885,000円から、最小であります本町の829,000円まで、56,000円の差があります。</p> <p>副町長では34,000円、教育長では19,000円、議長では15,000円、副議長では19,000円、常任委員会委員長では14,000円、議員では10,000円の差があります。</p> <p>最後に、資料4をご覧ください。</p> <p>資料4は、特別職、議員の令和3年度年収額の一覧表でございます。</p> <p>令和3年の人事院勧告では、一般職の期末手当の支給率について改定がなかったため、特別職についても、改定をしておりません。</p> <p>なお、括弧内の金額は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの間、給料月額及び報酬月額の10%を削減した後の数値です。なお、町長は公約により令和3年6月1日から令和6年11月19日の間も給料月額の10%を減額することとなっています。</p> <p>以上簡単ではございますが、資料に関する説明を終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりましたので、ご質問、ご意見ございます方は、ご発言をお願いいたします。</p>
C 委 員	<p>期末手当の掛け率や何か月分かという計算方法について、改定の際は人事院から通知があるのですか。</p>
事 務 局	<p>人事院勧告におきまして、期末手当の支給月数についても勧告されます。人事院勧告で支給月数の変更があった場合には、国家公務員の法案に準じまして地方公務員も改定をするという流れになっています。</p>
C 委 員	<p>今の掛け率は何年間変わっていないのですか。</p>
事 務 局	<p>今の3.35か月というのは、令和2年に改定をしたものになります。</p>
C 委 員	<p>加算割合はいかがですか。</p>
事 務 局	<p>加算割合は町の条例で定めておりまして、そちらは変更しておりません。</p>

C 委 員	はい、わかりました。																		
会 長	<p>ありがとうございました。他の方から、ご意見ご発言ある方、いらっしやいますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。ご意見の方もないということですので、本審議会といたしましては、特別職の報酬等につきましては、諮問のとおり答申をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>																		
委 員	(異議なしの声)																		
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、町長に答申書をお渡ししたいと思っておりますので、事務局の方で答申書の準備をお願いいたします。答申書を作成する間、委員の皆様におかれましては、5分ほどお待ちいただきますようお願いいたします。</p>																		
	(答申書作成)																		
	(町長再出席)																		
会 長	おまたせしました。それでは、会議を再開させていただきます。事務局、よろしくお願いいたします。																		
総務課長	それでは、特別職の報酬等に関する諮問につきまして、会長の方から豊山町特別職報酬等審議会の答申書をお渡し願います。																		
会 長	<p>(会長が答申書を朗読し、町長に手渡すと同時に、事務局から各委員に答申書の写しを配付)</p> <p><答申内容></p> <p>豊山町特別職報酬等の額の改正について (答申)</p> <p>令和4年2月7日付けで諮問のありました、当審議会に対して意見を求められた特別職の報酬等の額を改定することについて、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 特別職の報酬等について</p> <p>現行と同額とする。</p> <p>(現行の月額)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>町 長</td> <td>給料月額</td> <td>8 2 9, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>給料月額</td> <td>6 8 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>給料月額</td> <td>6 4 5, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>議 長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 7 7, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>報酬月額</td> <td>3 0 2, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>常任委員会委員長</td> <td>報酬月額</td> <td>2 9 2, 0 0 0 円</td> </tr> </table>	町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円	副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円	教育長	給料月額	6 4 5, 0 0 0 円	議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円	副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円	常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円
町 長	給料月額	8 2 9, 0 0 0 円																	
副町長	給料月額	6 8 5, 0 0 0 円																	
教育長	給料月額	6 4 5, 0 0 0 円																	
議 長	報酬月額	3 7 7, 0 0 0 円																	
副議長	報酬月額	3 0 2, 0 0 0 円																	
常任委員会委員長	報酬月額	2 9 2, 0 0 0 円																	

	いと思いますので、しばらく、ご自席でお待ちいただきますようお願い します。受け取られた方から、順次解散とさせていただきます。本日は 誠にありがとうございました。
--	--